

第 2 6 号議案

東京都台東区立朝倉彫塑館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 生 沼 正 篤
職務代理者副区長

(提案理由)

この案は、休館日を改めるため提出します。

東京都台東区立朝倉彫塑館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立朝倉彫塑館条例（昭和61年9月台東区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「金曜日」を「木曜日」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。